

社会福祉施設における労働災害の発生状況(兵庫)

兵庫労働局 労働基準部 安全課・健康課

注 「社会福祉施設」には、介護事業や訪問介護等の在宅サービス事業も含まれる。

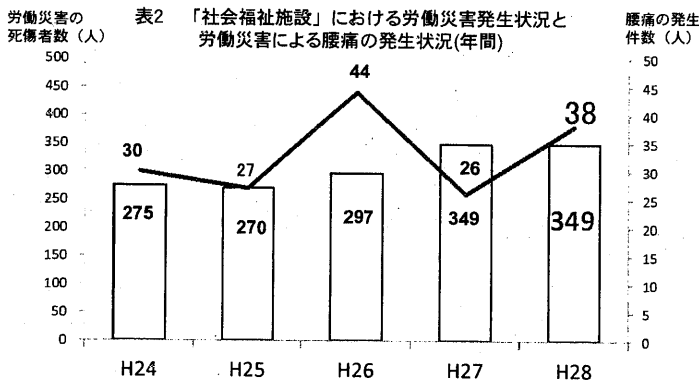
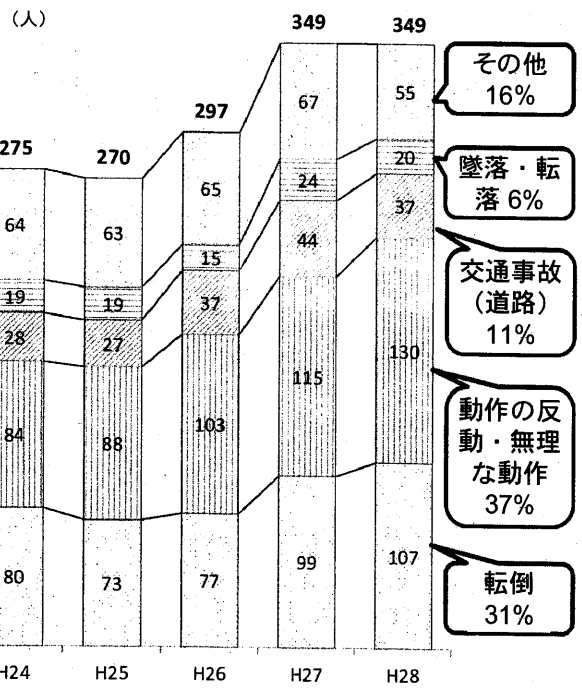
ポイント

社会福祉施設における労働災害は、25年から増加傾向であったが、28年は前年と同数となった。(表1)

事故の型別を見ると、「動作の反動・無理な動作」や「転倒」といった行動災害が多い。(表1)

「腰痛」の占める割合は、27年は7.4%であったが28年は10.9%に増加した。(表2)

表1「社会福祉施設」労働災害発生状況の推移



※1 腰痛の件数は、災害性腰痛と慢性腰痛の件数を合わせたもの。
 ※2 事故の型別において、腰痛は「動作の反動・無理な動作」や「その他」に含まれる。

出典：労働者死傷病報告の休業4日以上の死傷者数より

社会福祉施設における転倒災害防止対策

社会福祉施設での転倒等災害防止の対策には、「4S活動」「KY活動」「見える化」といった危険の対処と情報共有がありますが、安全活動の推進には旗振り役である「安全推進者」の配置が不可欠です。

4S活動

災害の原因を取り除く

4Sとは、
整理・整頓・清掃・清潔
のこと。

日常的活動でこれらを行うのが4S活動です。4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

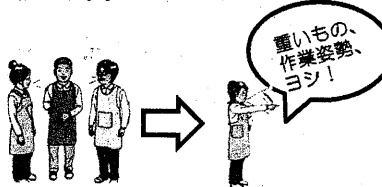


KY活動

潜んでる危険を見つける

KYとは、
危険(K)・予知(Y)
のこと。

KY活動では、業務を開始する前に、職場にどんな危険が潜んでいるかを話し合い、「これは危ない」というポイントを「指さし呼称」で確認します。うっかり、勘違いや思い込みといった、災害を招く行動を事前に防ぎます。

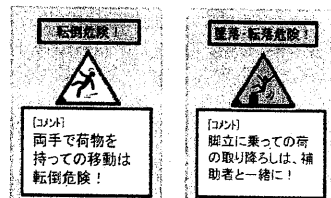


「見える化」

危険を全員に周知する

「見える化」とは、
危険を可視化して共有
すること。

KY活動で発見した危険のポイントを、「ステッカー」等を張り付けることで注意喚起します。転倒、墜落・転落などのおそれがある箇所、慎重に行動することができます。



安全活動の推進には「旗振り役」が不可欠!
 職場環境や作業方法の改善、安全意識啓発をする
 安全推進者※の配置を推進しましょう。

※ 労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン

転倒について詳しくは、「職場のあんぜんサイト：STOP!転倒災害プロジェクト2015」
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

KY活動等について詳しくは、「社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策・KY活動～」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html>

社会福祉施設における交通労働災害防止対策

社会福祉施設における交通労働災害防止対策では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、利用者の訪問や送迎・二輪車の運転など、業態に合わせた業務への対策が必要です。

・ 走行管理

走行の開始、終了と経路について計画を作成する。

早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

・ 教育の実施

雇入れ時教育や日常の教育を通して、十分な睡眠時間確保、飲酒による運転の影響、体調の維持管理、交通安全情報マップの共有、交通危険予知訓練などを行う。

・ 季節・天候対策

異常気象等の際、安全な運転のため指示や迅速な情報共有をし、必要に応じて運転を中止させる。

早朝や夜間に早めの点灯を徹底させ、他の運転者に存在を認知させる。

交通労働災害防止のためのガイドライン

・ 安全意識の高揚

交通事故やヒヤリハット事例等を記入した交通安全情報マップを作成する。

ポスターや標語を掲示し、安全について常に意識させる。

・ 点呼の実施

疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼をする。

- ・ 管理体制
- ・ 健康管理
- ・ 自動車の点検

・ 二輪車対策

二輪車の特性を配慮した安全な走行ルートを設定する。

自動車運転者からの視認性が向上する「安全ベスト」や安全のための「ヘルメット」を着用させる。

詳しくは、「職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策」
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

交通労働災害の現状と防止対策

検索

3

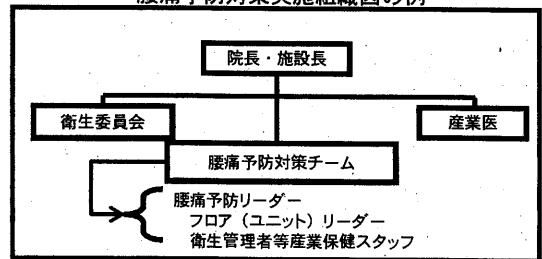
社会福祉施設における腰痛予防対策

厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月改訂^(※)）を示し、看護・介護作業における腰痛予防対策に重点的に取り組んでいます。

腰痛予防対策のポイント

- ① 施設長などのトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作ること。
- ② 対象者一人ひとりの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価すること。
- ③ 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し実施すること。健康管理、教育にも取り組むこと。

腰痛予防対策実施組織図の例



「介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト」の記入例

② 介助作業		③ リスクの見極め					
具体的作業内容	作業姿勢	重量	負荷	頻度/作業時間	作業環境	リスク	
ベッドの車椅子 ベッドのホーダルトイレ 車椅子の搬送 車椅子の向き などの移乗介助	a. 不良 b. やや良 c. 良	a. 大 b. 中 c. 小	a. 頻発 b. 時々 c. ほぼなし	a. 問題あり b. やや問題 c. 問題なし		高 中 低	

腰痛発生リスクの回避・提言措置の例

- (1) 対象者の日常生活動作能力を把握し、介助への協力を得ること
- (2) 福祉用具（機器・道具）を積極的に利用すること
- (3) 作業姿勢・動作の見直し（原則として、人力による人の抱上げは行わないなど）
- (4) 作業の実施体制（負担の大きい業務が特定の看護・介護者に集中しないよう配慮）
- (5) 作業標準の策定
- (6) 休憩、作業の組合せ
- (7) 作業環境の整備（十分な照明、段差の解消など）
- (8) 健康管理（腰痛の健康診断、腰痛予防体操）
- (9) 労働衛生教育など

(※) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>